

法人が支出した災害見舞金等について

熊本地震により被災された皆様へ心よりお見舞い申し上げます。
災害見舞金等を支出された場合の法人の処理についてご紹介します。

災害を被った取引先に対する見舞金

一般には交際費ですが、被災した取引先の救済を通じて自らが被る損失を回避するための費用であれば販売促進費等となります。

災害を被った取引先や自社の役員に対する見舞金

取引先の役員や使用人に対する見舞金は交際費となり、自社の役員や使用人に対する見舞金は福利厚生費となります。

被災者に提供する自社製品や他社製品

交際費又は寄付金以外の損金（広告宣伝費等）として取り扱います。「自社製品等の提供」にはサービス業の役務の提供や法人の社宅・研修所を緊急避難所として提供する場合も含まれます。また被災者に提供する他社製品も同様です。

被災地にボランティアとして派遣する従業員にかかる費用

交際費等でなく給与として取り扱います。

災害で被害を受けた取引先に対する低利・無利息の貸付金

災害発生後相当の期間内に行われるものは、正常な取引条件に従って行われたものとして取り扱い、寄付金等の課税関係は生じません。

臨時福祉給付金

臨時福祉給付金は、平成 26 年 4 月の消費税率引上げによる影響を緩和する為、所得の少ない方に対して、制度的な対応を行うまでの間の暫定的・臨時的な措置として実施されています。

対象者……平成 28 年分の住民税が課税されていない方
但し、平成 28 年分の住民税において、課税者の扶養親族となっている場合や生活保護受給者は対象となりません。

支給額……対象者 1 人に付き 3,000 円で、支給は 1 回です。

受給方法…支給対象となる方が、平成 28 年 1 月 1 日時点で住民票のある市町村で申請します。

※申請受付期間や申請方法は、各市町村によって異なりますが、詳細については市町村からお知らせが送付されます。
多くの市町村では、8 月～9 月頃より申請受付が始まります。



民泊

近年、海外から観光客が年間 2000 万人近く訪れており、宿泊施設の不足が深刻化する中、一般の住宅に有料で宿泊できる民泊が注目されています。一方で、不特定多数の人が出入りすることにより騒音や近隣とのトラブルなど不安な面もあります。

「国家戦略特区」である大阪府、兵庫県、京都府の全域で、民泊条例を制定できるようになっていますが、今のところ、大阪府と大阪市のみ条例が制定されており、4月から大阪市と大阪府内の一部の市町村へ民泊施設を申請することができます。

今後、国内の人口が減少することで空家が増えていけば、賃貸物件を扱う事業者により、こういった宿泊施設としての活用も増えていきそうです。



民泊と税金

上記の様に注目されている民泊ですが、税金の取扱いはどうなるのでしょうか？
現時点の制度から注意すべき点をまとめてみました。

《消費税》

・宿泊料

1ヶ月未満の住宅の貸付けは課税取引となります。

民泊では1ヶ月以上貸付けることは稀であるため、ほとんどの場合消費税は課税されないと考えられます。

・業者への手数料

Airbnb 等のマッチング業者を利用した場合の業者への手数料は、その業者が国内事業者であれば単純に課税仕入れですが国外事業者であれば、リバースチャージ方式が適用されます。

※リバースチャージ方式…平成27年度改正により創設された国外事業者から役務の提供を受けた国内事業者が申告・納税を行う課税方式

《所得税》

・住宅ローン控除

住宅ローン控除は自己が年末に居住している場合に適用され、賃貸している場合には適用されませんので注意が必要です。

・確定申告

会社員の方が副業として行う場合、給与以外の年間所得が20万円を超えると雑所得として確定申告が必要になります。

また、既に事業として不動産の貸付けを行っている場合は不動産所得となります。

民泊はまだ法規制が整っていないこともあり、今後の動向が注目されます。

税金の取扱いについても、民泊が広まってくれば見直される可能性があります。